

青森県報

号外第二十六号

平成二十三年
三月二十五日
(金曜日)

目 次

告 示

県税に関する申告、納付等の期限の延長…………… (税 務 課) …… 一

告 示

青森県告示第二百七十五号

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)第二十七条第一項の規定により、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)又は県税(個人の県民税、自動車取得税、証紙徴収の方法によつて徴収する自動車税及び狩猟税を除く。以下同じ。)に関する条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、県内に県税の課税地を有する者に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭